

別記

要 求 書

- 一、臨時休業ノ場合日給ヲ支給セラレタシ
- 二、請取ヲ日給ニセラレタシ
- 三、賞與ヲ金五二十五日暮ニ二十日分支給セラレタシ
- 四、給料ハ一月二回ニ支給セラレタシ
- 五、月々ノ積金ヲ廃止セラレタシ
- 六、健康保険ニ加入セラレタシ
- 七、解雇者ヲ絶対出サハル事
- 八、年俸中ノ日給ヲ支給セラレタシ
- 九、労務費用ヲ支給セラレタシ